

議案第 56 号

四万十町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
について

四万十町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 11 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

四万十町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年四万十町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。